

## 南区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

## 1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図番号	除外箇所	除外前の用途区分	農用地区域外からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	南区清水字拾参番割 8533 番 外 4 筆	農用地	法第 1 3 条第 2 項該当 具体的理由：従業員等駐車場の 増設のため	田：9,499 m <sup>2</sup>	駐車場

## 2 変更理由

## 【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市南区清水地区において、株式会社コメリの従業員等駐車場の増設を行うものである。

申出者は、昭和 27 年に米穀商米利商店として三条市にて創業し、のちに株式会社コメリと商号変更し、平成 8 年に流通管理センターがある当該地に本社を建設し、株式会社コメリ本社および北星産業株式会社、株式会社ビット・エイのグループ会社が一体の敷地で業務をおこなっている。

平成 7 年当時 200 店舗だった店舗数も、現在では 46 都道府県にて 1,215 店舗となっている。この店舗数の拡大に伴い雇用にも力を入れており、当該地に勤務する従業員は年々増加し、平成 25 年の 785 人から令和 5 年の 1,116 人に約 1.4 倍増加している。また、事業の拡大に伴い商品の取扱いも増加しているため、やむを得ず駐車場として利用していた敷地に新たな倉庫（新潟 FMC）の建設をおこなった。

これらにより、従業員の駐車場が不足することとなり、現在は資材置場の一部を 50 台分の臨時駐車場とするほか、駐車場内の通路に 329 台分駐車せざるを得ない状況にある。車両の出入りの際に従業員同士の交通事故が年間数件発生する等の支障を来たしており、有効な対策もなく業務に支障をきたしている。さらに、近隣企業の敷地を賃借し、60 台分の臨時駐車場として使用させてもらっているが、株式会社コメリの早期の駐車場増設を前提とした一時利用であることから、早急な駐車場の確保が必要となっている。

以上のことから、その用に供する土地を農用地区域から除外したものである。

## 3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

## 4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

事業名	工期	受益面積	除外面積	事業調整の結果
県営かんがい排水事業白根郷地区	令和 2 年度～ 令和 6 年度	5,145ha	0.9499ha	事業実施中の地区であるが、受益面積のうち除外面積が微少であることから、当該地区に及ぼす影響は軽微なものでありやむを得ない。

5 当該変更の経過

日 付	事 項
R6. 1. 17	南区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県提出
R6. 2. 7	南区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県回答
R6. 2. 22	南区農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
R6. 3. 18	南区農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
R6. 4. 2	南区農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
R6. 4. 10	南区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県提出
R6. 4. 12	南区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県回答
R6. 4. 23	南区農業振興地域整備計画の変更に係る12条公告（農振除外）

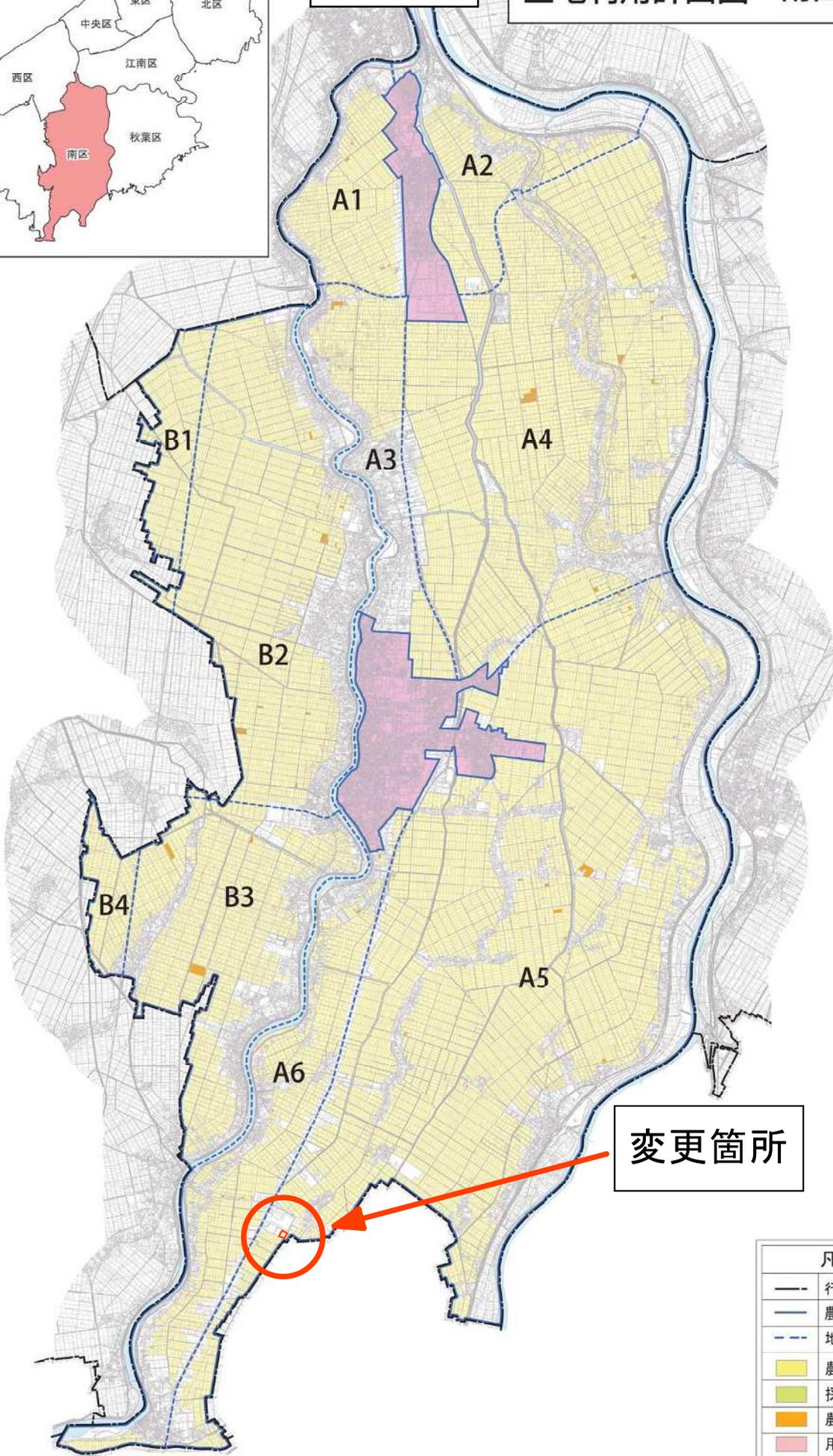
位置図



位置図

付図1号

土地利用計画図 南区



変更箇所

凡 例

—	行政区界
—	農業振興地域界
- - -	地区区域界
■ (Yellow)	農振農用地
■ (Green)	採草放牧地
■ (Orange)	農業用施設用地
■ (Pink)	用途区域

